

一時保育事業の 変更のお知らせ



市内保育園及び水口子育て支援センターで実施しています一時保育事業について、4月から一部内容が変更になります。

変更内容

●利用手続き

・利用希望日の7日前までに利用を希望される実施施設に利用申請を行ってください。

・利用手続きをしていただけるのは、月曜日～金曜日（祝日除く）の午前9時～午後4時30分です。必ず事前に利用希望施設にお問い合わせください。

※期限が過ぎた場合は緊急の場合のみ対応させていただきます。ただし、この場合でも施設の空き状況等で受け入れ体制が整わない場合はお断りする場合がございます。

●給食・おやつについて

・水口子育て支援センター・土山保育園・甲賀西保育園・甲南東保育園・信楽保育園は、お弁当・おやつを各自用意ください。

※次の実施施設は、今までと変更ありません。

◎水口北保育園／お弁当・おやつを各自用意ください。

◎甲南のぞみ保育園…お弁当・おやつは園で用意します。ただし、年齢等、場合によってはご家庭で用意していただく場合がございます。

利用料金、利用期間等詳しくは、左記までお問い合わせください。また、市のホームページにも掲載しています。

一時保育事業

仕事・病気・育児疲れ等で、急に家庭で保育ができなくなった時に、一時的にお子さんをお預かりする制度

問い合わせ

子ども未来課 管理係

☎06-8179 ☎06-8380

【実施施設】

水口子育て支援センター

☎/☎065-5511

水口北保育園

☎02-1085 ☎63-8617

土山保育園

☎/☎066-0165

甲賀西保育園

☎88-2242 ☎88-2248

甲南東保育園

☎/☎066-2420

甲南のぞみ保育園

☎06-0878 ☎06-0740

信楽保育園

☎/☎82-0427

こうなん保育園

（現在一時保育事業は休止しています。）
☎06-0050 ☎06-8088

固定資産税前納報奨金制度の変更のお知らせ

平成21年度より、固定資産税納付にかかる前納報奨金の交付率が0.3%から0.2%に変更になります。

前納報奨金とは、通常固定資産税の納期【第1期（5月）から第4期（2月）までの4回】の第1期納期限内に、第2期、第3期、第4期分までの全期分を納付された場合に限り、交付される報奨金のことです。

この報奨金は納付される際に、直接税金から差し引いた方法で納めることにより交付されます。報奨金交付額は、100円単位（100円未満切捨）で限度額3万円となります。ただし、市税等に未納がある場合には、報奨金の交付は受けられません。

【前納報奨金の計算方法】

$$2\text{期納付金額}^{\text{注1}} \times 0.2\% \times \text{前納月数}^{\text{注2}}$$

注1) 通常、第2期以降の各金額は同額となります。

注2) 前納となる月数は、15か月です。（1か月未満の端数は切り捨て）

【計算例】

年税額145,600円の場合

期別税額

1期	37,600円	3期	36,000円
2期	36,000円	4期	36,000円

36,000円×0.2%×15か月＝1,080円から、

前納報奨金は、1,000円となります。

※年税額16,000円未満は、報奨金額が100円未満となり、報奨金はありません。

※第2期の金額が1,000,000円以上は報奨金が限度額の30,000円となります。

市税及び料金については、安全で便利な口座振替をご利用下さい。

問い合わせ 滞納債権対策課 収納推進担当 ☎ 65-0682 ☎ 63-4574